

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人平田国際特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒102-0084 日本国東京都千代田区二番町4番地3 二番町カ ンピュービル6階		発送日 (日.月.年) 14.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PTRW-18022		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/020020	国際出願日 (日.月.年) 24.05.2018	優先日 (日.月.年) 23.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01H36/00(2006.01)i, G06F3/041(2006.01)i, G06F3/044(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社東海理化電機製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。  この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。  さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 06.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 関 信之	3 T 9249
		電話番号 03-3581-1101 内線 3368	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2, 4, 5, 8, 10	有
	請求項	1, 3, 6, 7, 9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2013-246734 A (日本写真印刷株式会社)  
 2013.12.09, 段落【0001】、【0009】-【0050】、  
 図1-6  
 & US 2015/0193046 A1, 段落【0002】-【0003】、  
 【0011】-【0065】、図1-6  
 & CN 104350447 A
- 文献2：JP 2010-140859 A (日本写真印刷株式会社)  
 2010.06.24, 段落【0001】、【0005】-【0033】、  
 図1-2 (ファミリーなし)
- 文献3：JP 58-168138 A (日本電信電話公社)  
 1983.10.04, 第1ページ右下欄-第2ページ右下欄、図1-2  
 (ファミリーなし)
- 文献4：日本国実用新案登録出願59-103222号 (日本国実用新案登録出願公開61-019846号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (沖電気工業株式会社)  
 1986.02.05, 明細書第5-7ページ、図1-2 (ファミリーなし)
- 文献5：JP 2013-182517 A (信越ポリマー株式会社)  
 2013.09.12, 段落【0010】、【0032】、【0036】-  
 【0038】、図10-11 (ファミリーなし)

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## 請求項 1

請求項 1 に記載された発明は、文献 1, 2 により進歩性を有しない。

文献 1 には、第 1 の電極及び導電性繊維で作られた第 2 の電極で絶縁体を挟むように形成し、前記第 1 の電極及び前記第 2 の電極の少なくとも一方を予め定められた形状に加工する、タッチセンサの製造方法が記載されている。

タッチセンサにおいて、第 1 の電極を導電性繊維で作るとともに、電極と絶縁体を貼り合わせることは、文献 2 に記載されているとともに、文献 1, 2 は互いに密接に関連した技術分野に属するものであるから、文献 1 に文献 2 のものを採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## 請求項 2

請求項 2 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。国際調査報告で引用された文献には、タッチセンサの製造方法において、加工前の第 1 の電極、絶縁体及び第 2 の電極は、同形状であって過不足なく重なるように貼り合わせられることが記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。

## 請求項 3

請求項 3 に記載された発明は、文献 1 - 3 により進歩性を有しない。タッチセンサにおいて、絶縁体は、合成ゴムであることは、文献 3 に記載されているとともに、文献 1 - 3 は互いに密接に関連した技術分野に属するものであるから、文献 1 に文献 2, 3 のものを採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## 請求項 4, 5

請求項 4, 5 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。国際調査報告で引用された文献には、タッチセンサの製造方法において、導電性繊維を、樹脂からなる糸を編んで作られた布にメッキ処理を施して形成することが記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。

## 請求項 6

請求項 6 に記載された発明は、文献 1 - 4 により進歩性を有しない。タッチセンサにおいて、メッキ処理は、ニッケルメッキ処理を含むことは、文献 4 に記載されているとともに、文献 1 - 4 は互いに密接に関連した技術分野に属するものであるから、文献 1 に文献 2, 3, 4 のものを採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

## 請求項 7

請求項 7 に記載された発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。タッチセンサにおいて、第 1 の電極及び第 2 の電極の少なくとも一方の加工は、レーザを用いて行われることは、文献 2 に記載されており、絶縁体が、レーザを吸収しない材料を用いて形成されることは、文献 5 に記載されているとともに、文献 1 - 5 は互いに密接に関連した技術分野に属するものであるから、文献 1 に文献 2 - 5 のものを採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## 請求項 8

請求項 8 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。国際調査報告で引用された文献には、タッチセンサの製造方法において、レーザを吸収しない絶縁体の材料として、EPDM (エチレン・プロピレン・ジエンゴム) を用いることが記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。

## 請求項 9

請求項 9 に記載された発明は、文献 1 - 5 により進歩性を有しない。タッチセンサにおいて、レーザは、CO<sub>2</sub>レーザーを含むことは、文献 1, 5 のそれぞれに記載されている。

## 請求項 10

請求項 10 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。国際調査報告で引用された文献には、タッチセンサの製造方法において、第 1 の電極を第 2 の電極及び絶縁体より小さい形状にして、前記絶縁体の前記第 1 の電極が形成された面上の、前記第 1 の電極の周囲にオフセット部を形成する加工を含むことが記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。